

倉敷市立児島中学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・昨年度の本校のいじめ事案は、冷やかしかからかい、悪口を言われる、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりするといった内容が中心である。SNSトラブルも増加傾向にある。認知のきっかけはアンケートによるものが多い。必要に応じて、持ち帰らせ封筒に入れさせて提出する実態調査も視野に入れている。いじめ事案を認知した際には、担任による聞き取り調査を実施し、チームで素早い対応と指導を目指している。今後も人権意識の高揚・啓発に努め、なお一層いじめの未然防止に力をいれていきたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校を挙げていじめ対策を推進するために、いじめ対策委員会を設置する。構成メンバーは、校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導主事・学年の生徒指導担当・教育相談係(生徒支援コーディネーター)・養護教諭(14名)とし、年間を通していじめの未然防止に向けた取り組みのあり方について具体的に検討・計画・推進していく。

・いじめの未然防止に努めるとともに、いじめの早期発見・早期指導・支援等全職員が一丸となって、いじめ問題の解決に向けて取り組む。

〈重点となる取組〉

・学期に一度、いじめアンケート(学校生活を豊かにするアンケート)を実施する。情報モラルについての教育を推進する。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者の理解を得る。

・学年懇談会や青少年を育てる会推進委員会を利用して、いじめ問題や携帯電話、スマートフォンの使い方についての意見交換や協議の場を設定し、情報収集を行い、保護者のいじめに対する意識の高揚に努める。

・学年だよりや教育相談だよりにより、いじめに関する相談窓口の紹介やスクールカウンセラーによる相談の紹介を掲載し、それらを利用しやすいように努める。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

・取り組みの年間計画の作成と実施。

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

・各学期1回を原則に適宜開催する。

〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉

・職員会議または職員研修会で周知徹底。

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

・校外：スクールカウンセラー・SSW等

・校内：校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導主事・学年の生徒指導担当・教育相談係(生徒支援コーディネーター)・養護教諭等

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

倉敷市教育委員会・学校警察連絡室

〈連携の内容〉

・ネットパトロールによる監視。SSWの派遣。

〈学校側の窓口〉

・教頭・生徒指導主事・生徒支援コーディネーター

〈連携機関名〉

児童相談所・児島警察署

〈連携の内容〉

・非行防止教室、防犯教室の実施

児島地区生徒指導連絡会の実施

〈学校側の窓口〉

・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	(職員研修) ・教職員の指導力向上のために、テーマを設け、計画的・定期的に研修を行う。 (学級経営) ・授業・防犯教室・学校行事等の活動の中で、仲間意識の高揚や自己存在感、達成感、成就感を味わうことができる学級づくりを目指す。 (情報モラル教育) ・外部指導者を招へいし、携帯電話・インターネットの正しい使い方や陰に潜む危険について、生徒・保護者に理解を深めさせる。
② 早期発見	(実態把握) ・年3回、各学期末を目処に、いじめに関する調査を行い、いじめの早期発見に努める。 (教育相談体制) ・日頃から何でも相談ができる雰囲気や体制をつくり、できるだけ多くの教職員と生徒が関わりをもてるようにする。 (家庭への啓発) ・家庭での生徒の様子把握に努めるとともに、家庭におけるいじめへの対応について啓発を行う。
③ いじめの対処	(事実関係の把握) ・被害生徒の了承を得たうえで聞き取り等を行う。 (いじめられた生徒への支援) ・いじめを訴えた生徒に対して、最後まで学校は守り抜く姿勢を示し、生徒および保護者に対する支援を行う。 (いじめた生徒への対応) ・いじめはいかなる理由があろうとも許されない行為であり、相手の心身・日常生活に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。当該生徒の保護者に連絡をし、理解と協力を得ながら正しい人間関係を築くことができるよう指導を行う。

倉敷市立児島中学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議、委員会等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針・指導計画の周知 ○いじめ対策委員会 ・基本方針・指導計画の確認 ○校内生徒指導部会 ・対応手順の確認	○非行防止教室（1年生対象） ○集会での啓発。 ○スマートフォン、携帯電話の使い方、啓発活動	○（家庭訪問）	○発生事案への対処（随時）
5月	○PTA総会 ○学校公開日 ○校内生徒指導部会		○教育相談週間	○発生事案への対処（随時）
6月	○職員研修会 ○校内生徒指導部会		○Q-U、アイチェック等の調査	○発生事案への対処（随時）
7月	○校内生徒指導部会 ○いじめ対策委員会 ・夏休みまでの動向と今後の計画の確認	○防犯教室（全校） ○人権標語やポスターの募集	○保護者懇談 ○いじめアンケート調査1 ○学期末の振り返り1	○発生事案への対処（随時） ○アンケート結果の集計と聞き取り調査 ○いじめ対策委員会
8月	○職員研修会 ○校内生徒指導部会	○Q-U、アイチェック等の分析と対応検討		○発生事案への対処（随時）
9月	○校内生徒指導部会			○発生事案への対処（随時）
10月	○校内生徒指導部会	○人権標語やポスターの募集		○発生事案への対処（随時）
11月	○校内生徒指導部会 ○いじめ対策委員会	○人権週間 ○情報モラルに関する授業	○教育相談週間 ○いじめアンケート調査2	○発生事案への対処（随時） ○いじめ対策委員会
12月	○校内生徒指導部会	○防犯教室（全校）	○三者懇談 ○学期末の振り返り2	○アンケート結果の集計と聞き取り調査 ○発生事案への対処（随時）
1月	○校内生徒指導部会			○発生事案への対処（随時）
2月	○いじめ対策委員会 ・取り組みの検証、基本方針の修正 ○学校公開日 ○校内生徒指導部会	○新入生と保護者へ携帯電話やスマートフォンの危険性についての説明会	○いじめアンケート調査3 ○学期末の振り返り3	○アンケート結果の集計と聞き取り調査 ○発生事案への対処（随時） ○いじめ対策委員会
3月	○校内生徒指導部会			○発生事案への対処（随時）

年間を通して、行う取組

- ・学期に1回のいじめアンケート調査の実施（7月・11月・2月）。学期末の振り返り
- ・情報モラルに関する授業の実施。（11月）